

## 江戸川区立区民館・コミュニティ会館等モバイル Wi-Fi ルーター貸出利用規約

### (目的)

第 1 条 本規約は、江戸川区が管理する区民館・コミュニティ会館等(以下、「施設」)におけるモバイル Wi-Fi ルーター(以下、「ルーター」)の貸出に関し、適正かつ安全な利用を確保することを目的とする。

### (貸出対象)

第 2 条 貸出対象は、本規約に同意し、施設が利用を認めた団体または個人とする。

### (貸出手続き等)

第 3 条 貸出手続き等を次の各号に定める。

- 1 ルーターの予約受付は、施設利用予約が確定した後に行うこととする。
- 2 利用者は貸出時に所定の書類に必要事項を記入する。
- 3 貸出時に、職員と利用者は機器及び付属品の状態を相互に確認する。
- 4 貸出可能台数は、1回の利用あたり1台までとする。
- 5 貸出は、施設利用時間内に限る。
- 6 貸出は先着順のため、希望に添えないときがある。

### (使用料)

第 4 条 ルーターの貸出に係る使用料は、無料とする。ただし、紛失、破損その他利用者の責に帰すべき事由により損害が生じたときは、別途弁償を求めることがある。

### (利用目的の制限)

第 5 条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 法令または公序良俗に反する行為
- 2 著作権侵害、不正アクセス等の違法行為
- 3 施設の利用条件に反する営利目的での利用
- 4 動画配信、ファイル共有等の大容量通信により回線を占有する行為、または通信容量上限を著しく消費する利用
- 5 その他、施設運営に支障を及ぼす行為

### (通信容量の上限)

第 6 条 ルーターの通信容量は、1 か月あたり 50GB を上限とする。

- 2 上限に達したとき、通信速度の制限または利用停止となることがある。

- 3 特定の利用者による過度な通信により他の利用に支障が生じるとき、施設管理者は利用の制限または中止を求めることができる。

#### (機器の管理)

第 7 条 利用者は、貸出機器を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

- 2 次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 分解または改造
- (2) 設定変更 (SSID・パスワード変更等)
- (3) 第三者への転貸

- 3 利用中は、常に利用者の管理下に置くものとする。

#### (紛失・破損時の対応)

第 8 条 紛失、盗難または破損が発生したときは、直ちに施設へ報告すること。

- 2 利用者の故意または過失によるときは、実費相当額の弁償を求めることがある。
- 3 弁償額には、本体、付属品、通信契約費用等を含むときがある。

#### (返却)

第 9 条 利用者は、貸出時間内に返却すること。

- 2 返却時は、職員とともに機器及び付属品の状態確認を行う。
- 3 付属品 (充電器、ケーブル等) を含め、すべて返却すること。

#### (遅延・未返却)

第 10 条 返却が遅延したとき、以後の貸出を制限することがある。

- 2 悪質な未返却のとき、必要に応じて法的措置を検討する。

#### (利用停止)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を中止し、または今後の利用を制限することがある。

- 1 本規約に違反したとき
- 2 虚偽の申請があったとき
- 3 その他、管理上支障があると認められるとき

#### (免責事項)

第 12 条 通信速度の低下、接続不良その他ルーターの利用により生じた損害について、区は一切の責任を負わない。

(その他)

第 13 条 本規約に定めのない事項は、施設管理者が別に定める。